

氏名(国籍)	曹 雯 (中国)
学位の種類	博士(文学)
学位記番号	博甲第3576号
学位授与年月日	平成17年3月25日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
審査研究科	歴史・人類学研究科
学位論文題目	清王朝の藩封体制の研究
主査	筑波大学教授 文学博士 片岡一忠
副査	筑波大学教授 博士(文学) 真野俊和
副査	筑波大学助教授 博士(文学) 丸山宏
副査	筑波大学講師 博士(社会学) 山本真

### 論文の内容の要旨

本論文は、乾隆二十二年（1757）の広州一港に貿易を制限する、いわゆるカントンシステムの成立から、嘉慶期の天主教取締政策の厳罰化、アヘン戦争を経て、同治十二年（1873）の外国公使の列位謁見の実現、そして日清戦争前の朝鮮政策に至る、清王朝の重大な政策を分析することによって、清王朝の対外政策の基本ともいえる藩封体制の特徴とその変容を解明しようとする研究である。序章、6章、終章、史料・参考文献から成り、一～三章で第一部、四～六章で第二部を構成している。

「序章」では、清王朝の対外政策の基本とされる「藩封体制」は、中国歴代王朝の礼制度に基づく中華世界秩序とその維持を目的として構築された体制であるとする。その対外的な藩封体制は「外」的なものとしてのみ存在・位置づけられていたのではなく、内からの延長上に構成されており、内（＝国内の秩序）の安定と相互に関連し合っていた。そのことから、清王朝の対外政策はつねに国内問題と連動して実施されていた。言い換えれば、清王朝の対外政策はつねに国内問題を解決するために制定・実施されていたと考えべきであり、第一部を「清王朝の藩封体制とカントンシステム」として、カントンシステム問題を国内問題との関連で取り上げる。アヘン戦争後、カントンシステムが解体したが、清王朝は藩封体制で中華世界秩序を維持するという対外政策の基本を直ちに放棄しようとしなかったとして、第二部「清王朝の藩封体制の動揺－外国公使の謁見問題に関する考察」では、藩封体制の象徴的な問題として外国公使の謁見問題を取り上げ、さらに列位謁見以降日清戦争前までの清王朝の朝鮮政策を分析することで対外政策の変化を明らかにするという。

第一章「藩封体制」において、本論文の全体にかかわる藩封体制について論ずる。藩封体制は伝統的「中外」認識に基づくもので、国内の皇帝支配体制－礼体制－の延長でもある。すなわち、冊封を通して清王朝と藩封国との君臣関係を象徴する中華世界秩序を維持する体制である。藩封体制の実施対象は、藩封国のみに限られず、互市国も含まれていた。そして、同治十二年の列位謁見の実現まで清王朝はその対外政策を、藩封体制を維持することを中心に遂行していたとする。

第二章「乾隆二十四年から嘉慶三年に至るカントンシステム問題－カントンシステムの前半ほぼ四十年」

では、乾隆二十二年の廣州一港令の発布によって施行されたカントンシステムが、乾隆帝が国内問題に対応する中で施行した対外政策の一つであることを明らかにする。その背景としては、「西北用兵」という国内問題が大きく影響したとする。すなわち、廣州一港令の実施は、乾隆帝の目指すイリの秩序回復を目的とするジュンガル作戦に備えるための国内－江南、さらに沿岸地域－の秩序を維持しようとするものであった。この時期、政治と貿易とを緊密に結びつける西洋諸国、とくにイギリスと、政治と貿易を分離させて考える清王朝との対立はまだ表面化していなかったとする。

第三章「嘉慶四年から道光二十年に至るカントンシステム問題－カントンシステムの後半ほぼ四十年」では、天主教の取締を取り上げ、当該時期の対外政策がつねに国内問題を解決するために実施されていたことを明らかにする。すなわち、外来宗教である天主教の取締は、当初は藩封体制における「柔遠人」の範疇として処理されていたが、のちに国内の秘密宗教（邪教）が政治問題化すると、天主教事件もその邪教の一部として処理されるようになり、また、天主教西洋人宣教師の出所である廣州の秩序を維持するためにカントンシステムが強化された。しかし、その強化政策に対する不満が、西洋人の違反行為も増やし、この時期のカントンシステム問題は乾隆期より深刻化したとする。

第二部では、アヘン戦争、アロー戦争を経て藩封体制の動揺を自覚し始めた清王朝が藩封体制を堅持するために前面に打ち出した謁見問題をめぐる外国との交渉の過程を考察する。まず、第四章「アヘン戦争前の各国使節の謁見状況」では、対外礼制度を具体的に体现するのは藩封国使節の謁見儀礼であるとする。その謁見儀礼の中で最も重要な「三跪九叩礼」こそ、イギリスをはじめとする西洋諸国の貢使（マカートニー使節団、アマースト使節団）が清王朝皇帝に謁見を希望した際に障害となった問題であったことを指摘する。

第五章「咸豊期における外国公使の謁見問題」では、アロー戦争までの中英間問題を検討しながら、アロー戦争期における外国公使の謁見問題をとりあげ、清王朝の藩封体制の動揺から謁見実現の過程を解明する。すなわち、咸豊十年の時点で謁見問題は一時放置されたが、「天津条約」の批准による公使駐京の実現は、清王朝の、朝貢以外の目的では北京滞在を認めないという藩封体制の一原則を打破した。また、当初外国を羈縻することを目的とする総理各国事務衙門の設置は、中央が外国事務を直接に扱うような局面となったことを意味し、結果として、国家間の対等交渉権を認めたとする。咸豊期、清王朝は、国家間の対等交渉権を象徴する外国公使の謁見を一時棚上げすることに成功したが、外国（主に英仏）との一連の交渉と譲歩は、自らの「中外」認識に影響を及ぼし、その結果、清王朝の伝統的な対外政策は変化を余儀なくされたとする。

第六章「同治期における外国公使の謁見問題」では、まず、同治六年の謁見問題に関する議論から、西洋の国家間対等観すなわち条約秩序観が貿易港から北京の清王朝中央政府へと浸透していき、中央政府内において従来の中華世界秩序観と衝突したことを指摘する。そして、同治十二年の列位謁見の実現によって、清王朝はようやく国家間の対等交渉権を西洋諸国に与えた。こうして、清王朝は、西洋諸国に対して中華世界秩序を維持することを止め、新しい「中外」認識を以って、西洋の近代的な外交様式を中華の皇帝支配体制に浸透させることを容認したのである。現実的対応として登場した政策が、従来の「外」の藩封国を中華の核心世界である「中」に移動し、「中外」を一体とする、新しい「中外」認識に基づく「属国体制」であるとして、その実践を、朝鮮政策について分析した。

「終章」では、以上、藩封体制を基本とする清王朝の対外政策の特徴とその変化について、第一部ではカントンシステムを中心に、第二部では外国の謁見問題を中心に考察した結果をまとめて結論とした。アヘン戦争前、清王朝の対外政策はつねに国内問題と連動して、すなわち国内問題を解決するために実施された。アロー戦争以後、中華世界秩序の動揺が広がり、同治六年の議論を経て、同治十二年、同治帝は外国公使の列位謁見に同意した。列位謁見の実現によって、清王朝は西洋諸国に対しては藩封体制を放棄したが、藩封国に対してはその従来の対外政策を維持しようとして、朝鮮政策でそれを実践したとする。

## 審査の結果の要旨

本論文は、従来の研究が清王朝の、藩封体制を対外政策としてのみとらえてきたことを批判して、藩封体制は単なる対外政策として実施されたものではなく、清王朝の国内統治のために国内問題に対応するものとして実行されたものであるとして、清王朝の対内・対外政策の一体性を解明しようとした研究である。

分析の結果、従来、対外関係からのみとらえていた西北用兵、天主教問題、及びアヘン問題が国内の秩序維持と密接に関連していることを明らかにすることができた。さらに、カントンシステム崩壊後、清王朝が藩封体制維持のために固執した外国公使の皇帝への謁見問題については、清王朝政府内の対外認識の変化を考察することで、謁見は清王朝の中外認識（藩封体制の枠組み）の巧みな変更によって実現したことを明らかにした。そして、朝鮮政策に「読み替えられた藩封体制」ともいえる「属国体制」を見ることができるとする。

本論文は、漢文史料や内外の研究論著を広く渉猟し、問題点を明らかにして、これまで知られていた清実録や『大清会典事例』といった編纂史料を新しい視点で読み直し、新しい解釈を与えるとともに、最新の档案史料をいち早く取り入れて、清王朝の対外政策の基本である藩封体制に新たな意義を付与した研究として評価できる。

著者の分析方法は、先行研究を入念に再検討することによって、中国歴代王朝の対外政策の中心問題を改めて分析するものであり、それをふまえて清王朝の対外政策の特徴を「藩封体制」という新しい呼称を提案した。それを国内・国外の問題を総合的に分析することによって実証する。さらに変化を「謁見問題」という新たな分析の視点を提示して分析するという展開は史料に裏付けられたものであり、問題の本質を明確化したことができ、十分に評価されるべきである。

なお、国内問題の分析対象を「西北用兵」と「天主教＝邪教問題」及び「アヘン問題」の三つに絞ったことの妥当性については、この三つの問題がそれぞれ乾隆・嘉慶・道光期の重要な政治社会問題であったことから分析対象としての妥当性は十分に認知されるであろう。今後は、当該時期のさらに多くの政治社会事件・問題の分析を通じて、研究がさらに発展されることが求められる。

本論文は、従来の研究に対する疑問・批判から出発し、史料の読み直しと最新の档案史料の利用を積極的に行うことで、「藩封体制」という新たな分析視点を提示することによって、国内問題と連動した清王朝の対外政策の特徴を明らかにした点は十分に独創性があり、学界への貢献が大であると認められる。

よって、著者は博士（文学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。